

令和3年度

第48回通常総会式次第

1、開会挨拶

2、理事長挨拶

3、総会成立宣言

4、議長選出

5、議 事

議案第1号 令和2年度事業報告並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の承認について

監査報告

議案第2号 令和3年度事業方針および計画（案）並びに収支予算（案）の承認について

議案第3号 令和3年度経費の賦課及び徴収方法について

議案第4号 令和3年度本組合借入金残高最高限度額の決定並びに一組合員に対する貸付金残高最高限度額の決定について

議案第5号 （一社）麻生商店街商業近代化推進協議会との和解について

6、閉会挨拶

【議案第1号】

I. 令和2年度事業報告（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

1、会 議

（1）総 会（第47回通常総会）

日 時：令和2年5月29日（金）午後6時30分から

場 所：麻生商店街事務所（北区麻生町6丁目 高橋ビル3階）

出席組合員数：49人（内、委任状による者10人、議決権行使書による者35名）

議 題：①平成31年度事業報告並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分案の承認について

監査報告

②令和2年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について

③令和2年度経費の賦課及び徴収方法について

④令和2年度本組合借入金最高限度額並びに一組合員に対する貸付最高限度
額の決定について

⑤任期満了に伴う役員改選の件

以上、提案の通り承認可決

（2）監 査

○令和2年度本決算監査：令和3年5月4日、事務所

(3) 理事会・三役会

第 1 回 理 事 会	5 月 1 2 日	事務所 令和元年度総会提出議案について 役員改選につき定款に基づき期日までに理事 8 名監事 2 名の立候補及び推薦による役員候補者があり、役員定数を超えないため投票を行わず、全員を当選とすることについて総会に諮る旨説明。	出席 7 名	委任状 0 名
第 2 回 理 事 会	6 月 3 日	事務所 推進協よりの和解案提示について 役職決定について 新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる見舞金の支給について	出席 8 名	委任状 0 名
第 3 回 理 事 会	6 月 1 5 日	事務所 札幌市商店街感染防止対策支援事業の申請について 一社推進協議会代理人弁護士からの合意書について	出席 8 名	委任状 0 名
第 4 回 理 事 会	7 月 3 1 日	事務所 札幌市商店街感染防止対策支援事業実施要領確認 コロナ感染防止対策として 8 月末までの催し物開催の中止決定	出席 7 名	委任状 1 名
第 5 回 理 事 会	8 月 2 8 日	事務所 札幌市商店街感染防止対策支援事業進捗状況確認 女性部防災企画の実施につき了承	出席 7 名	委任状 1 名
第 6 回 理 事 会	9 月 2 5 日	事務所 商店街活動紹介加入勧誘リーフレット作成について了承 一社推進協との和解書に基づく経営支援金の配賦完了報告	出席 6 名	委任状 2 名
第 7 回 理 事 会	1 0 月 2 0 日	事務所 10 月 1 日開始の「Go to 商店街」キャンペーン報告 NPO 法人麻生キッチンりあんとの業務委託契約の件	出席 7 名	委任状 1 名
第 8 回 理 事 会	1 1 月 1 6 日	事務所 一社推進協と理事会との意見交換会 加入促進パンフレット配布計画	出席 8 名	委任状 0 名
第 9 回 理 事 会	1 1 月 3 0 日	事務所 札幌市商店街感染防止対策支援事業決算報告 女性部企画「新しい防災体験」での備蓄倉庫附則物品の補充について	出席 8 名	委任状 0 名
第 10 回 理 事 会	2 月 1 日	事務所 札幌市商店街感染防止対策強化支援事業への応募について auPay 加入キャンペーンの取り扱いについて	出席 5 名	委任状 3 名
第 11 回 理 事 会	2 月 2 6 日	事務所 駐車場ゲート交換及び駐車場看板補修の件 古紙回収有料化の件	出席 6 名	委任状 2 名
第 12 回 理 事 会	3 月 2 6 日	事務所	出席 7 名	委任状 1 名

2. その他会合・打合せ、活動

(1) 《組合活動》

4月10日	商店街32年度予算編成会議
24日	資源回収
27日	組合員見舞金配賦
5月1日	麻生協議会だより編集会議
11日	平成31年度会計監査
29日	第47回通常総会
6月1日	麻生協議会だより編集会議
7月1日	麻生協議会だより編集会議
24日	資源回収
8月3日	麻生協議会だより編集会議
8月17日	札幌市商店街感染防止対策事業
9月1日	麻生協議会だより編集会議
5日	女性部新しい防災体験
10月1日	麻生協議会だより編集会議
17日	Go to 商店街説明会
24日	資源回収
11月1日	麻生協議会だより編集会議
22日	STV ラジオ取材
12月1日	麻生協議会だより編集会議
1月6日	麻生協議会だより編集会議
16日	集団資源回収実績報告
28日	まちの灯り
2月1日	麻生協議会だより編集会議
10日	札幌市による防犯カメラ設置に関する聞き取り
22日	札幌市商店街感染防止対策強化支援事業による空気清浄機ほかの配布
26日	札幌商工会議所地域連携推進委員会
3月2日	麻生協議会だより編集会議

(2) 《関係行政・団体》

4月30日	北区商連理事会
10月19日	道振連女性部セミナー リモートにて開催
27日	子ども食堂北区交流会
3月23日	市商連理事会
31日	区商連理事会

(3) 《地域・団体》

5月21日	NPO 法人麻生キッチンりあん総会
12月4日	麻生発・子どもネットワーク会議 於新琴似プラザ
15日	麻生発・子どもネットワーク会議 於きずな保育園
25日	札幌市へ麻生発・子どもネットワーク会議要望書提出
2月4日	札幌市ネットワーク会議要望書への回答

3、平成32（令和2）年度事業活動方針

○集客機能の強化と地域密着型商店街づくり

- ①子育て世代や高齢者に対する支援
- ②地域との連携を深める交流や協働
- ③積極的な情報発信と情報の共有
- ④地域愛着の醸成や独自文化の提案
- ⑤安心・安全な商店街機能の構築

4、主な事業・活動

(1) 駐車場事業（1977年開設）

①借地契約

○第1駐車場 ㈱プリオル（麻生町5丁目）

○第2駐車場 田中 ミエ（新琴似8条1丁目）＊月極め限定

②第1駐車場管理運営業務委託

○業務委託会社：株式会社カズサッポロ（平成24年10月より）

○月額委託料： 341,000円（税込）（令和元年10月より）

○月極め料金：一般 全日 14,300円

平日 12,100円

昼間 11,000円

夜間 6,600円

組合員 全日 13,200円

昼間 9,900円

○時間利用：300円／1時間＊延長15分100円

○冬季除雪料：月3,300円（12月～3月）

③第2駐車場

○月極め料金：一般 全日 13,200円

○冬季除雪料：月3,300円（12月～3月）

④広告看板

○設置料金：1枠（大）15,000円/月 （中）12,000円/月
（小）3,000円

○設置企業：6社

(2) 防犯カメラ運用状況（街区内22台設置）

○麻生交番、札幌北署他からの問い合わせ

4月22日	五叉路周辺	札幌北警察署
5月20日	五叉路周辺	札幌東警察署
8月20日	麻生4～6丁目	札幌北警察署
9月9日	麻生5丁目	札幌北警察署
2月25日	麻生5丁目	札幌北警察署

(3) コミュニティ紙・5叉路発行（1981年創刊）

○発行回数：12回（あさぶ協議会便り「あさぶ」に掲載） 毎月1日発行

○発行部数：13、800部/月

○協議会だより「あさぶ」編集会議にて五叉路の予定記事提出、確認を受ける

4月1日	五叉路210号	集団資源回収 組合店リレー (株)まつや
5月1日	五叉路211号	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて 組合店リレー ホルモン食堂
6月1日	五叉路212号	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて 組合店リレー Hair salon FACE 札幌麻生店
7月1日	五叉路213号	総会報告、女性部花いっぱい事業 組合店リレー 麺屋あさ蔵
8月1日	五叉路214号	札幌市商店街感染防止対策支援事業 組合店リレー 北章ハウザー
9月1日	五叉路215号	商店街感染防止対策 女性部「新しい防災体験」 組合店リレー ほけんの窓口
10月1日	五叉路216号	女性部「新しい防災体験」 組合店リレー くいもの屋わん
11月1日	五叉路217号	商店街理事寄稿 組合店リレー HAIR FINE、千房札幌麻生店
12月1日	五叉路218号	商店街理事寄稿 組合店リレー 家庭料理〇
1月1日	五叉路219号	新年号 組合店紹介
2月1日	五叉路220号	商店街理事寄稿 組合店リレー イオン札幌麻生店
3月1日	五叉路221号	商店街理事寄稿 組合店リレー 一風堂札幌麻生店

(4) 商店街加入促進キャンペーン

- 市商連PR事業補助金利用
- 実施期間：2020年11月より
- 対象範囲：設定街区及び隣接する区域の事業所
- 加入勧誘事業所：150事業所
- 新加入数：4事業所の新規加入を得た。

(5) 麻生商店街新型コロナウイルス感染拡大防止事業

2020年は新型コロナウイルスの感染拡大により市民生活は大きな犠牲を被ることとなった。北海道では、2月27日に道内公立小・中学校などでの一斉休校措置が取られ、翌28日からは北海道独自の緊急事態宣言が発出された。不要不急の外出の自粛や接待を伴う飲食店などの休業要請などの施策によりコロナの感染拡大はこれにより一定の封じ込めが奏功したかに思われたが、4月16日にはゴールデンウィークをはさみ、全国に緊急事態宣言が発出されるに至った。5月25日には全国緊急事態宣言が解除され7月に始まった「Go to トラベル」事業が開始されるなど、いったんは経済の回復基調が見えた。ただ、不要不急の外出自粛などの流れは依然として継続し、消費者の消費動向の低下とそれに伴う中小の、特に飲食店などの来客者減少が続いた。11月になり札幌を中心に感染が再び拡大をはじめ、11月7日にはすすきの地区での営業時間短縮の要請が出され、札幌を目的地とするGo to トラベルが停止、12月には全国でGo to トラベルが中止となった。年末年始にかけ感染拡大はなかなか収まらず、1月7日には2回目の緊急事態宣言が発令された。延長され3月27日に解除された宣言も

6 都府県に対して再々度の緊急事態宣言が、札幌市にはまん延防止等重点措置が講じられる事態となったが、感染の抑え込みはなお十分ではない状況となっている。

このような状況下で麻生商店街では例年実施されるすべてのイベントを中止、マスク、消毒薬などを配付するなど感染防止対策を実施してきた。これまで経験したことのないウイルスの感染拡大であり、またここにきて変異型ウイルスが広がりを見せている。どのような対策が有効なのかはなほだ不確実な状況であるが、札幌市の推奨する様々な対策を取りながら商店街の活性化と安全・安心なまちづくりを進めていきたいとの思いから以下のような施策を実施した。

○組合員へ見舞金を配賦

北海道独自の緊急事態宣言に伴う売り上げ激減に鑑み、4月27日より1組合員30,000円を配賦することとした。これは市内の他の商店街では実施したところがない施策で麻生商店街独自の試みであったが、苦勞している組合員の労を少しでもねぎらいたいとの趣旨で行ったものである。

○おみせ応援商品券販売

コロナ感染拡大防止策による消費低迷の対策として札幌市は「お店応援商品券」の販売を開始、商店街では、りあんにて8月5日より1000部販売した。

○札幌市商店街感染防止対策支援事業

札幌市による感染防止対策事業として8月17日よりマスク、消毒用アルコール、除菌クロス、フェイスシールド、飛沫防止パーティション、あさぶ一感染防止告知シールの配布と麻生商店街あんしん宣言チラシ30,000枚を麻生近郊へ配布した。

○経営支援金配賦

(一社)麻生商店街商業近代化推進協議会(以下、新推進協とする)の前身である麻生商店街商業近代化推進協議会(以下、旧推進協とする)は麻生商店街創設期に設立された組織であるが、その規約第1条には「麻生商店街の限らない振興発展と快適な麻生のまちづくりを願って、会員により設立した」とされている。コロナ禍でダメージを受け苦しんでいる組合員及び関連団体に対し少しでも役に立つ支援をしたいとの思いから今回新推進協との協議にて組合員に対し経営支援金を配布することとしたものである。新推進協からの寄付金830万円を原資とし76組合員、子ども食堂、麻生まちづくり協議会へ配賦した。

○札幌市商店街感染防止対策強化支援事業

札幌市の補助金を活用し2月24日より、マスク、消毒用アルコール、空気清浄機を81組合員へ配布、麻生まちづくり協議会、明星幼稚園他へも配付した。

(6) パークゴルフ大会 (主催)

○新型コロナウイルス感染拡大の恐れのため中止

(7) あさぶわくわくマルシェ (イオン麻生店夏祭り協賛)

○新型コロナウイルス感染拡大の恐れのため中止

(8) あさぶ夏祭り (共催)

○新型コロナウイルス感染拡大の恐れのため中止

(9) 第7回あさぶ亜麻そば会食 (主催)

○新型コロナウイルス感染拡大の恐れのため中止

(10) おてらくご (覚王寺との共催)

○新型コロナウイルス感染拡大の恐れのため中止

(11) 第26回あさぶ新春ボウリング大会

○新型コロナウイルス感染拡大の恐れのため中止

(12) 麻生地区集団資源回収実施

○日 時：4月24日、7月24日、10月24日の3回実施

○実施概要：回収業者と新聞店の協力により集団資源回収を実施。

○商店街としての取り組みは今年度6回目であり、商店街区内のみならず麻生地区全域での実施となり、連合町内会の協力を得ながらの実施となった。

(13) 第9回麻生まちの灯り（市商連協賛）

○期 間：1月28日～1月30日

○実施概要：アイスクャンドル150個を五叉路、商店街駐車場など街区内に設置
新型コロナウイルス感染拡大の終息を願ってのブルーのLEDによる点灯を試みた。

(14) あさぶ商店街女性部

○あさぶ商店街の活性化及び麻生地域の安心の街づくりに向け、会員相互のつながりを深めると

ともに、女性の視点を生かし楽しく取り組みをすすめました。「りあん」を活用したイベント企画について検討しましたが、コロナ感染状況を踏まえ、やむなく中止となりました。新しい生活様式を踏まえながら、メンバーによる「わいわい会議」を開催し、様々な企画を行いました。

メンバー：大清水妙子、劔物佳美、佐藤志保、佐藤美智子、篠崎晴美、田中美重子、中村恵美、西本香奈江（会計）、佐藤典子（部長）

<事業内容>

- ① 花いっぱい事業「麻生5叉路ミニガーデン」
- ② 防災・災害対策関連
- ③ 「りあん」活用
- ④ 札幌市商店街振興組合連合会、北海道商店街振興組合連合会女性部事業への参加

<主な取り組み>

■2020年度

5月20日 ・花植え、当初5月12日予定を延期し実施。

「麻生5叉路ミニガーデン」（北海道銀行麻生店前）
プランター24個、樽4個、ハンギング4個設置。

6月 ・全国商店街振興組合連合会『商店街近代化推進シリーズ64 商店街における女性のさらなる躍進に向けて』冊子完成。

麻生商店街振興組合女性部 紹介。（※取材は2020年2月）

6月24日 ・第1回わいわい会議 2020年度の活動確認

7月14日 ・防災・災害対策関連取り組みに向け、藤女子大学村田ゼミ生とNPOボラギャングと打ち合わせ。（あさぶ商店街事務所にて）

7月28日 ・第2回わいわい会議 防災企画等について内容確認

8月19日 ・第3回わいわい会議 同上

8月20日 ・「麻生5叉路ミニガーデン」全体的に枯れたため、お花撤去。

- 8月25日 ・藤女子大学村田ゼミ生とリモートで試食会、防災企画書に沿って確認。(りあんにて)
- 8月25日 ・備品倉庫に買いそろえておく物等の買い出し。
液体ミルク、500ml 水2箱、生理用ナプキン紙おむつ(子ども用・おとな用) など。
- 9月5日 ・「麻生発！新しい防災体験 ― 子どもと女性の目線から ―」開催。
主な内容：1) 子どもでもできる防災食 2) 作ってみよう！段ボールトイレ 3) 発電機を動かしてみよう
(あさぶ商店街駐車場にて、子ども・おとな計35人参加)
- 9月29日 ・**第4回わいわい会議**
上記防災の取り組みについて振り返り。北海道商店街振興組合連合会女性部セミナーについて。商店街パンフレットについて。
- 10月13日 ・花いっぱい事業、感謝とお疲れさま会。(りあんにて)
- 10月19日 ・**北海道商店街振興組合連合会、札幌市商店街振興組合連合会 女性部セミナーに参加。**
17:00～オンライン講演
「コロナ時代の街と店～今からできる???アップ～」
講師 国仙 悟志さん 株式会社ブルームプラン代表取締役、中小企業診断士
18:05～ オンライン懇親会
(あさぶ商店街事務所にて、6人参加) ※別紙、報告書を作成。
- 10月21日 ・**第5回わいわい会議**
上記セミナーに参加して、意見交換。
札幌市交通局 地下鉄開業50周年事業、市内中小企業応援 ポスター制作参加呼びかけのお知らせ。
- 11月17日 ・**第6回わいわい会議**
りあんの場所活用として、麻生中央整骨院さんのイベント企画を検討してきたが、コロナ禍により断念。
- 11月30日 ・備品倉庫の備蓄品点検等について、理事会に提案。ウエットティッシュ3日分購入、懐中電灯、ガスボンベのチェックほかについて。
- 2021年
- 1月27日 ・**第7回わいわい会議**
前年度の活動の振り返り、次年度の取り組みについて。
- 3月2日 ・**第8回わいわい会議**
次年度に向けて話し合い、新しい防災マップづくりについて。
- 4月20日 ・花いっぱい事業、打ち合わせ(あさぶ商店街事務所にて)
- 4月21日 ・**第9回わいわい会議**
2021年度活動に向け、花いっぱい事業、新しい防災マップづくりについて、活動確認シートをもとに話し合い。
- 5月25日 ・**第10回わいわい会議、開催予定。**

■札幌市商店街組合振興組合連合会女性部、北海道商店街振興組合連合会女性部関連

2020年

- 4月30日 2020年度市商連女性部 通常総会(書面)、佐藤典子幹事に。
5月27日 2020年度道振連女性部 通常総会(書面)、佐藤典子監事に。
8月27日 道振連女性部 幹事会、リモート開催。

2021年

- 4月14日 道振連女性部 2020年度監査。(道振連事務所にて)
4月14日 市商連女性部 21年度第1回役員会。(市商連事務所にて)
4月23日 道振連女性部 幹事会、リモート開催。

(15) (一社) 麻生商店街商業近代化推進協議会との和解及び第三者委員会の設置について

2018 年 5 月に麻生商店街商業近代化推進協議会（以下、推進協という）は、組合に対し 1 4 0 9 万円余りの不当利得返還を求める民事調停を申し立てましたが、調停は 2019 年 1 月、推進協より調停不調の申し立てを受け決裂、同年 2 月には調停は訴訟の場合へと引き継がれました。その際に推進協は、一般社団法人に組織変更を行い、訴訟は一般社団法人麻生商店街商業近代化推進協議会（以下、新推進協という）名で提訴されております。

まず、民事調停の申し立ては、組合が元理事長より受けた使途不明金の賠償金を新推進協へ返還せよとの内容でした。これに対し、組合はこの賠償金は組合が受けた賠償金であり、新推進協へ返還する必要はなく、また既に防犯カメラ設置や麻生キッチンリあんの開設費用、商店街駐車場の整備費、新マスコットキャラクター制作費などに充てており、返還することはできないとしました。調停では、そもそも推進協とはどのような団体であったのか、推進協の口座にあった預金がどのような経緯で推進協の口座に入れられたのか、などが争点となりました。

1970 年代に旧ダイエーの麻生地区への出店計画が明らかにされ、旧ダイエーは出店に伴い麻生商店街近代化資金として 4000 万円の資金拠出を申し出ましたが、組合はこれを組合員には明らかにせず、将来の商店街近代化の資金とすべく内部留保としていたようです。その間の事情及び決済の在り方は現在となっては推測でしかありませんが、既に組織化されていたと思われる麻生商店街商業近代化推進協議会名義の預金口座にて管理されていたようです。ここで、この推進協が何のために設立されたのか、旧ダイエーからの拠出金の管理だけのために設立されたのか、あるいは組合とは別に麻生商店街の近代化を事業目的としていたのか、などは全く知ることができないのが現状であります。いずれにせよ、旧ダイエーからの拠出金は推進協名義の口座へ移管されることになります。

推進協が預かる大金がどのように管理運営されていたかは推進協の経理帳簿が存在せず、商店街でも管理から外されていたようで詳細は不明です。ただ、推進協の管理するこの資金については、使用する際には商店街理事会の承認が必要とされていたようです。しかしながら、その後ある時期には商店街理事長と推進協会長とが兼務する時期があり、その時期に商店街経理と推進協経理との不明朗な混同があり、商店街経理及び推進協経理に使途不明金が発生したようです。

推進協では不明金の調査を行うことも検討されたようですが、独自に調査することはできず、商店街にて調査するよう依頼がありました。商店街での調査では、1500 万円近くの不明金の存在が推測されましたが、商店街事業での欠損なのか、他への私的流用なのかまでは判明しませんでした。いずれにせよ、この欠損金は当時の執行部のずさんな経理処理の結果であることは明らかであるとして当時の役員の善管注意義務違反などを理由とする賠償請求となりました。賠償金は商店街の欠損分か推進協の欠損分なのかの区別はされておらず、一括での賠償請求となり、のちに組合に支払われました。

推進協はこの賠償金は推進協口座からの不正引き出しに対する賠償であり、賠償金は推進協へ返還されるべきであるにもかかわらず、組合はその賠償金を自らの事業資金として費消してしまったのであり、不当利得として返還されるべきであると主張、今回の提訴に至りました。

2020 年 5 月に入り新推進協から和解の提案がなされ、これを受け商店街でも和解を検討するに至りました。推進協からは 1400 万円ほどの請求の放棄が提案され、さらに、推進協保管の資金から 830 万円の寄付を商店街へ、これを原資としてコロナ禍で苦しむ組合員への支援金として配賦する案が示されました。その後、双方で和解案が検討され、正案を得たのち裁判上の和解が成立しました。

今回交わされた和解では、訴訟内容とは関係のない組合の推進協からの借入金について、この借り入れが存在しないことを相互に認めるとなっています。この推進協からの借り入れとは、平成 18 年から昨年度までの麻生商店街の決算書に記載されている短期借入金を指しますが、この点についてもどのような経緯で借り入れが起こされたか、全く不明であり、理事会議事録にも記載はなく、貸付証書などの書類も存在しません。これも推測になりますが、商店街の決算において経費に見合う収入が得られず、推進協からの借り入れを立て収支を合わせたのではないかと思います。組合及び推進協において不明瞭な貸し付けが決算書に残ることは商店街、推進協双方の決算の確実性が永く損なわれることとなりますので、推進協からの借り入れは存在しないとして今回和解書に記載されたものであります。

今回の調停及び訴訟においては 2018 年の民事調停及び 2019 年の民事訴訟応訴に関しては弁護士に依頼しましたが、推進協の 1400 万円余りの請求放棄、推進協管理の資金よりの寄付 830 万円、短期借入金 848 万 7155 円の債務免除益の合計 3080 万円ほどの経済的利益が発生しており、これに対して弁護士費用など訴訟関連費用は税込み 350 万円ほどがかかっております。2018 年及び 2019 年の着手金などの訴訟関連費用はいずれも決算書に記載され、総会において承認されております。今年度は税込み 275 万円の弁護士費用が発生しており、ほかの支払い報酬と合わせて 2020 年度第 5 回理事会にて承認、決算書に記載いたしました。

なお、和解書では、「組合運営の在り方などの諸問題を改善是正するため、第三者委員会を設置してその意見を聴取し、次期総会において報告する」とされていますが、現在第三者委員会構成員として弁護士 1 名に依頼、ほかの委員について選考を進めているところであります。

この間、弁護士と理事との打ち合わせは調停において 8 回、訴訟において 10 回以上行われております。また、新理事を交えての理事と新推進協との会議も 1 回開催されております。

5. 組合員(出資金)異動明細

令和3年3月31日現在 組合員：83、出資金額：462,000円

令和2年4月1日現在 組合員：84、出資金額：471,000円

期 中 加 入 者

事業所名	代表者	出資口数	住所
麻生キッチンりあん	今井香奈江	1	北39条西5丁目2-12
ヘアールームクローバー	鈴木佳苗	1	麻生町5丁目アクアトピア1階
イチミヤ薬局	一宮和子	1	新琴似8条1丁目1-38
大衆肉酒場がつり	本山昇平	1	麻生町5丁目メゾンドロベリア1階
ディノスボウル札幌麻生	三浦尚久	1	北40条西4丁目1-1
株式会社 TRUST ONE	阿部裕次郎	1	麻生町6丁目高橋ビル3階
まさや麻生店	矢ノ川典男	1	麻生町3丁目ビスタ麻生1階
まんぞく弁当	湯浅孝臣	1	麻生町4丁目麻生広和ビル1階
スポーツ居酒屋 REBLA	遠藤久芳	1	麻生町5丁目2-3

期 中 退 会 者

事業所名	代表者	出資口数	住所
とんかつ玉藤		1	北40条西5丁目5-20
SOUL D	中村優	1	麻生町5丁目4-13
麻生バルUNO	平塚徹	1	麻生町5丁目5-11
ｶｳｹﾙｰﾑG r a z i e	村上大祐	2	麻生町4丁目LC麻生館4階
海鮮居酒屋いろりあん	岩倉賢光	1	麻生町4丁目LC麻生館3階
さっぽろ麻生クリニック	谷岡富美男	2	麻生町4丁目麻生MMビル2F
(株) 三和地所	佐々木一憲	1	麻生町6丁目14-6 高橋ビル3階
高田屋麻生店	(株) FOOD THINK TANK	1	麻生町3丁目 山田ビル1F
ディノスボウル札幌麻生	三浦尚久	1	北40条西4丁目1-1
ホルモン食堂麻生店	日本エコリユ-ｼｮﾝ (株)	1	麻生町4丁目LC麻生館2F

6、令和2年度顧問・相談役・理事・監事

顧 問	木 本 由 孝	元北海道議会議員
	吉 川 貴 盛	衆議院議員
	吉 川 隆 雅	北海道議会議員
相 談 役	小 林 啓 三	元麻生商店街振興組 合理事長
理 事 長	稲 川 正 勝	財務・会計 (有)麻生住設
副 理 事 長	佐 藤 典 子	環境整備・地域活性事業 市民ネットワーク
専 務 理 事	木 村 弘	環境整備事業・街区振興事業 (同)あさぶ商事
理 事	内 平 淳 一	地域活性事業 覚王寺
	柏 崎 辰 徳	地域活性事業・地域交流事業 麻生中央整骨院
	井 上 尚 謙	地域活性事業・地域交流事業 麻生ポプラ薬局
	生 嶋 宏 治	地域活性事業・地域交流事業 霸王樹
	劔 物 忍	地域活性事業・地域交流事業 (有)善光堂福田仏壇店
監 事	田 中 巖	小沢ビル
	高 橋 裕	セブンイレブン新琴 似9条店

事務所スタッフ名簿

	奈 良 正 彦	
	西 本 香 奈 江	
	佐 藤 比 呂 子	
顧 問	税 理 士	
	安 田 正	安田正税理士事務所（北10西3）

7. 令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の承認について

麻生商店街振興組合

財 産 目 録
令和3年3月31日

(単位 円)

(資産の部)

I 流動資産

現金	手持現金	504,545
預金	普通預金 北海道銀行 麻生支店	7,749,381
	普通預金 北洋銀行 麻生支店	285,784
	普通預金 北陸銀行 麻生支店	524,386
	普通預金 北陸銀行 麻生支店	544,745
	普通預金 北海道銀行 麻生支店	1
	普通預金 北海道銀行 麻生支店	796,129
	普通預金 北海道銀行 麻生支店	163,024
	預金 小計	10,063,450
未収金	賦課金未収金	82,000
	駐車場収入他未収金	337,492
	未収金 小計	419,492
商品	亜麻そば乾麺・あさぶーグッズ	267,712
前払金	(有)ぷりおる他 4月分地代	1,068,481
貸倒引当金		△ 1,100
流動資産計		12,322,580

II 固定資産

1. 有形固定資産		
建物	貸事務所・駐車場管理棟他	5,521,779
建物付属設備	りあん店舗・電気設備	300,970
構築物	駐車場アスファルト	591,300
器具及び備品	防犯カメラ・着ぐるみ他	132,714
土地	貸事務所敷地	7,629,450
有形固定資産計		14,176,213
2. 無形固定資産		
電話加入権	事務所・駐車場電話加入権	192,800
無形固定資産計		192,800
3. 外部出資その他の資産		
外部出資金	札幌市商店街振興組合連合会34口	340,000
外部出資金	北海道商店街振興組合連合会 4口	40,000
外部出資金	生活クラブ	61,000
敷金	りあん店舗敷金	300,000
外部出資その他の資産計		741,000
固定資産計		15,110,013

III 繰延資産

繰延資産計	0
資産合計	27,432,593

(負債の部)

I 流動負債

買掛金	3月分駐車場管理委託費	341,000
未払金	りあん業務委託費	600,000
未払費用	3月分事務所経費他	580,869
前受金	4月分駐車場家賃収入	2,763,490
預り金	預り源泉所得税・社会保険料	65,428
預り保証金	駐車場預り保証金	143,000
未払法人税等	当期確定法人税及び法人道市民税	911,000
未払消費税等	当期確定消費税及び地方消費税	252,400
流動負債計		5,657,187

II 固定負債

固定負債計	0
負債合計	5,657,187

(正味資産の部)

I 正味資産	21,775,406
--------	------------

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位 円)

(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金	504,545	買掛金	341,000
預金	10,063,450	未払金	600,000
未収金	419,492	未払費用	580,869
商品	267,712	前受金	2,763,490
前払金	1,068,481	預り金	65,428
貸倒引当金	△ 1,100	預り保証金	143,000
		未払法人税等	911,000
		未払消費税等	252,400
流動資産計	<u>12,322,580</u>	流動負債計	<u>5,657,187</u>
II 固定資産		固定負債	
1. 有価固定資産		II 固定負債計	<u>0</u>
建物	5,521,779	負債合計	<u>5,657,187</u>
建物付属設備	300,970		
構築物	591,300		
器具及び備品	132,714		
土地	7,629,450		
有価固定資産計	<u>14,176,213</u>		
2. 無形固定資産		(純資産の部)	
電話加入権	192,800	組合員資本	
無形固定資産計	<u>192,800</u>	I 1. 出資金	<u>462,000</u>
3. 外部出資金その他の資産		2. 資本剰余金	<u>0</u>
外部出資金	441,000	3. 利益剰余金	
敷金	300,000	(1) 利益準備金	471,000
外部出資金その他の資産計	<u>741,000</u>	(2) その他利益剰余金	
固定資産計	<u>15,110,013</u>	特別積立金	495,000
		記念事業積立金	779,000
III 繰延資産		(3) 当期末処分剰余金	
繰延資産計	<u>0</u>	① 当期純利益金額	3,105,891
		② 前期繰越剰余金	16,462,515
		当期末処分剰余金計	<u>19,568,406</u>
		利益剰余金計	<u>21,313,406</u>
		純資産計	<u>21,775,406</u>
資産合計	<u>27,432,593</u>	負債及び純資産合計	<u>27,432,593</u>

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法による原価法による。
- ② 貸倒引当金は法人税法の規定の法定繰入率による。
- ③ 固定資産の減価償却の方法は、建物・建物付属設備・構築物は定額法、器具及び備定率法による。
- ④ 消費税等の会計処理は税込方式による。

2. 貸借対照表に関する注記

- ① 有形固定資産の減価償却累計額 13,653,131円

麻生商店街振興組合

損益計算書

令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで

(単位 円)

(事業費用の部)		(事業収益の部)	
I 社会貢献事業費		I 社会貢献事業収益	
1. 防犯カメラ経費	211,679	1. 防犯カメラ収入	0
2. 備蓄倉庫経費	45,607	2. 備蓄倉庫収入	0
3. おみせ応援商品券経費	23,000	3. おみせ応援商品券収入	60,000
	<u>280,286</u>		
社会貢献事業利益	<u>△ 220,286</u>		
小計	<u>60,000</u>	小計	<u>60,000</u>
II 地域活性化事業費		II 地域活性化事業収益	
1. 経営支援事業費	8,300,000	1. 経営支援金収入	8,300,000
2. 災害見舞金	2,280,000	2. 災害見舞金収入	0
3. 地域宣伝経費		3. 地域宣伝収入	
亜麻そば乾麺販売	3,230	亜麻そば乾麺販売	1,000
4. 自販機経費	0	4. 自販機収入	102,916
5. あさぶー経費	1,826	5. あさぶー収入	2,100
6. 女性部経費	89,297	6. 女性部収入	0
	<u>10,674,353</u>		
地域活性化事業利益	<u>△ 2,268,337</u>		
小計	<u>8,406,016</u>	小計	<u>8,406,016</u>
III 情報発信事業費		III 情報発信事業収益	
1. 地域紙発行経費	674,086	1. 地域紙発行収入	0
2. Web作成経費	132,000	2. Web作成収入	0
	<u>806,086</u>		<u>0</u>
情報発信事業利益	<u>△ 806,086</u>		
小計	<u>0</u>	小計	<u>0</u>
IV 環境整備事業費		IV 環境整備事業収益	
1. 街区活性化演出経費		1. 街区活性化演出収入	
まち灯り	88,680	まち灯り	0
2. 駐車場経費		2. 駐車場収入	
第一駐車場	13,597,662	第一駐車場	28,813,260
第二駐車場	<u>1,176,000</u>	第二駐車場	<u>2,019,000</u>
	14,773,662		30,832,260
3. 看板掲載経費	0	3. 看板掲載収入	716,400
4. 古紙回収事業経費	0	4. 古紙回収事業収入	35,465
5. 交通量調査	6,000	5. 交通量調査収入	0
	<u>14,868,342</u>		
環境整備事業利益	<u>16,715,783</u>		
小計	<u>31,584,125</u>	小計	<u>31,584,125</u>
V 街区振興事業費		V 街区振興収益	
1. 商店街補助事業	170,500	1. 商店街補助収入	365,700
2. 事務所賃貸経費	203,090	2. 事務所賃貸収入	1,080,200
3. 空店舗事業経費	2,870,766	3. 空店舗事業収入	1,378,550
4. 感染防止対策費用	3,532,320	4. 感染防止対策補助金収入	4,841,000
	<u>6,776,676</u>		<u>0</u>
街区振興事業利益	<u>888,774</u>		
小計	<u>7,665,450</u>	小計	<u>7,665,450</u>

VI 教育情報事業費		VI 教育情報事業収益	
1. 教育情報費用経費	0	1. 教育情報費用	106,200
事業経費合計	<u>33,405,743</u>	繰越金戻入	
		事業収益合計	<u>47,821,791</u>
事業総利益金額	<u>14,416,048</u>		
(一般管理費の部)		(賦課金等収入の部)	
I 一般管理費	(円)	I 賦課金等収入	(円)
役員報酬	1,656,000	賦課金収入	2,418,000
給料手当	8,094,425		
法定福利費	1,042,664	賦課金等収入合計	<u>2,418,000</u>
福利厚生費	520,807		
支払家賃	1,265,772		
広告宣伝費	260,020		
支払報酬料	3,489,720		
会議費	343,653		
交際費	68,619		
旅費交通費	877,875		
水道光熱費	242,154		
消耗品費	90,833		
リース料	302,472		
関係団体負担金	483,490		
通信費	331,678		
支払保険料	65,530		
事務用品費	214,151		
租税公課	1,464,100		
減価償却費	534,957		
雑費	195,271		
一般管理費計	<u>21,544,191</u>		
事業利益金額	<u>△ 4,710,143</u>		
II 事業外費用		II 事業外収益	
貸倒引当金繰入	1,100	預金受取利息	102
事業外費用計	<u>1,100</u>	雑収入	230,892
経常利益金額	<u>△ 4,480,249</u>	事業外収益計	<u>230,994</u>
(特別損失の部)		(特別利益の部)	
III 特別損失		III 特別利益	
		債務免除益	8,487,155
特別損失計	<u>0</u>	貸倒引当金戻入	10,000
税引前当期純利益金額	<u>4,016,906</u>	特別利益計	<u>8,497,155</u>
IV 税等		合計	<u>8,497,155</u>
法人税等	911,015		
当期純利益金額	<u>3,105,891</u>		

剰余金処分案

令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで

(単位 円)

I 当期末処分剰余金		
当期純利益金額	3,105,891	
前期繰越剰余金	16,462,515	19,568,406
II 組合積立金取崩額		
利益準備金取崩額	9,000	9,000
III 剰余金処分額		
1. 利益準備金	0	
2. 教育情報費用繰越金	156,000	
3. 特別積立金	0	
4. 記念事業積立金	0	156,000
IV 次期繰越剰余金		<u>19,421,406</u>

以上のとおり、令和2年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書
及び剰余金処分案を報告申し上げます。

令和3年4月30日

麻生商店街振興組合
理事長 稲川 正勝

監査報告書

商店街振興組合法第五十三条により理事長から受領した令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案を監査した。

1、監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とすべき必要な方法を用いて調査した。

2、監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案は条例及び定款に適合している。

令和3年5月 4 日

麻生商店街振興組合

監 事 田 中 巖 

監 事 高 橋 裕 

なお、今回、高橋監事より以下の意見書が提出されております。

監査意見

高 橋 裕

弁護士費用として支出された275万円について
全額計上することは不適当と考える。

【議案第2号】

令和3年度事業方針および計画（案）並びに収支予算（案）の承認について

1、事業区分

- 社会貢献事業：超高齢社会に備える支援や子育て世代・来街者への安心・安全な利便提供
災害・防災機能の充実強化、子育て支援など
- 地域活性事業：地域交流を促す提案や独自の文化創出や歴史継承と協働参加、
親睦交流行事、地域催事協力、亜麻工場歴史の継承、麻生名物販売など
- 情報発信事業：地域魅力の訴求や収集情報の共有と個店活性を促す発信・提供、
商店街のPR事業推進と事業実施に際しての渉外業務担当部署の創設、
地域紙・個店紹介紙の発行、掲示板設置、インターネットなどの活用による
情報発信など
- 環境整備事業：立地機能を活かす街区活性と回遊を図る環境整備の提案・企画、
街区活況の美観、空き店舗解消、商店街再開発計画づくりなど
- 街区振興事業：若者の熱気や英知の連携活用、街区環境や独自の販促企画や機能の充実、
賑わいイベント、共同販促活動、集客中心核の形成、起業支援、女性部活動
支援など。

2、令和3年度事業方針及び主要事業 計画案

新型コロナウイルスの感染拡大は、その対策として密閉、密集、密接の三密の回避や飛沫感染防止のためのマスク着用の徹底、消毒や部屋の換気、集団での会議会合飲食の自粛、不要不急の外出の自粛、感染拡大が懸念される地域との往来自粛など、他人との接触を極力避ける対策がとられ、人々の生活様式はこれまでとは全く違った様相を呈するに至った。商店街はそもそも人の集まることを前提とし、その中でなされる様々な商業活動を基本としている。生活必需品の購入や各種手続きの実行など日常生活を営む上で重要な役割を担う組織体であり、さらに、生活のうえで有益な、様々な情報交換とその発信という役割を担っている。しかしながら、一昨年中国に端を発したと言われる新型コロナウイルスは世界的に大流行となり、感染拡大は収まるどころか、変異種の出現も見られ、手の付けられない状況となっている。関東、関西を中心とした感染の再拡大に対応するため政府は3回目となる緊急事態宣言を発令し、飲食店などへの時短営業を求める対策をとっている。昨年度延期となった東京オリンピック、パラリンピックはその開催が危ぶまれ、経済動向は先を見越せない状況が続いている。しかしながら、飲食店や酒類提供の店への時短営業の要請は果たして感染拡大の状況と因果関係があるのか、疑問な点もある。重要なのは、三密回避など感染防止対策の徹底であり、商業経済活動の過度の制限ではないはずである。

麻生商店街は上記の観点に立ち北海道や札幌市の感染対策の各種施策には十分配慮しながら、三密回避や消毒、換気の徹底などの対策の徹底を組合員に求めていくが、他方で個々の組合員のなす商業経済活動への支援はできる限り拡大していく。

また、2023年には麻生商店街創立50周年を迎える。これまでの商店街の活動はこの麻生地区に様々な影響を及ぼし住民の皆さんと共に成長してきた商店街であるが、商店街誕生から半世紀を過ぎ、さらに飛躍するためには、商店街組織の改革も実行しなければならない。

本年度の活動計画としては、コロナ禍における地域社会の中での商業活動の活性化と創立 50 周年以後の新しい商店街組織の構築を目指しての活動となる。

(1) 新型コロナウイルス、変異ウイルス感染拡大の恐れへの対応

3 月以降に関西圏から始まった新型コロナウイルス感染の拡大は、まさに第 4 波と言われるほど急速な拡大を示している。北海道の感染は 1 0 0 人台で推移しているが今後の展開は予測できない。まずは、感染防止に力を入れなければならない。上記の状況に照らし、本年度はこれまで商店街が実施してきた各種イベントは実施を見合わせることにする。東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、各種イベントなどでの集客を見込んでいたが、この状況に鑑み致し方ない。

(2) 災害に強い商店街の形成、災害備品倉庫収納品の見直しと補充整備

経済産業省の地域商業活性化支援補助事業を利用して平成 2 4 年 4 月に完成した災害備品倉庫はすでに 9 年を経過、収容物品の老朽化が進んでいる。東日本大震災以降も 2 0 1 6 年（平成 2 8 年）には熊本地震が、2 0 1 8 年（平成 3 0 年）には胆振東部地震が発生している。また、毎年のように台風による洪水などが起こり大変な被害をもたらしている。麻生地区は地盤が脆弱であり、地震や洪水などの災害に対する備えは地域のみならず商店街でもきちんとしたものがなければならない。

(3) 子供、高齢者に配慮した街区環境の整備

商店街が運営に参画している N P O 法人麻生キッチンりあんの活動はひとり親家庭の子どもへの学習支援を通しての学習環境の格差是正と子ども食堂を通しての子どもの「孤食」の問題の解消や保護者の経済格差の補正を主たる事業目的としており、近時は活動への理解が広まるとともに寄付など地域社会からの支援を若干ではあるが得られるようになってきた。しかしながら麻生キッチンりあんの事業規模はまだまだ小さく、人的、金銭的な支援が不可欠である。麻生キッチンりあんのきわめて社会的な意義のある活動はマスコミなどで取り上げられることも多く、新聞、テレビなどでの報道は麻生商店街の広報宣伝にも大きな効果を示しているものと評価している。

(4) 将来ビジョンを踏まえたまちづくりの推進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う時短営業、外出自粛などの影響で人々の外出に対する意識は変化している。マスクは必需品となり、会合などが激減し外食が敬遠されるようになった。消費の冷え込みは一朝一夕には解消されない恐れがあり、腰を据えた対策を考える必要がある。まずは創立 50 周年を境としての組織の改編を見据えて活動計画を作成していきたい。

3 主要事業

(1) 社会貢献事業

防災備蓄倉庫内の備品の一部入れ替えと補充を実施する。防災備蓄倉庫の整備点検は、一部女性部の事業として実施する。

古紙回収事業は、有料化が全国的な流れであるが、組合員の利便性を考慮し業者変更による無料回収を継続していきたい。年間 3 回実施している集団資源回収事業については、業者からの買い取り価格と札幌市からの助成金が収入として得られるほか、周辺住民へのサービスという面があり、回収日告知の徹底などを行い効率を上げていく。

(2) 地域活性化事業

新たな地域活性化事業として組合員応援事業を加えた。個店のチラシ作成配布などのPR活動の経費を組合が一部補助する制度や見舞金、支援金支給などを通して組合加入店舗の経営を支援していく。新型コロナウイルスの感染拡大防止により、組合員の経営環境が悪化しており、緊急対策として見舞金の支給を決定したが、本年度も前年度剰余金の取り崩し他を財源とする予定である。

「パークゴルフ大会」、「あさぶ夏まつり」、「あさぶ亜麻そば会食」、「ボウリング大会」は今年度の実施を見送る。

女性部の活動が活発になってきており、花いっぱい事業や防災備品倉庫の点検などに積極的に関わっていただいております、例年同様の予算とした。

(3) 情報発信事業

商店街ホームページの更新及び麻生協議会だよりへの「五叉路」出稿については例年同様とする。
スマートフォンの活用策も検討していく

(4) 環境整備事業

駐車場出入口ゲートの改修及び駐車場看板の改修を行う。いずれも老朽化しており、事故などの恐れもあることから改修することとした。

(5) 街区振興事業

NPO法人麻生キッチンりあんは、商店街とともに街区活性化に取り組んでいるが、いかなせん新型コロナウイルスの感染拡大防止策により昨年4月以降店舗を開けることができない状況である。子供、高齢者などに人気のある施設であり、マスコミの取材対象となる機会も多いので感染防止に極力注意し街区活性化の取り組みを探究していきたい。

<女性部活動計画>

あさぶ商店街の活性化及び麻生地域の安心の街づくりに向け、会員相互のつながりを深めるとともに、女性の視点を生かし、楽しく活動を行います。メンバーによる「わいわい会議」を開催し、さまざまな企画を行います。

2021 年度 事業計画案

- 1 花いっぱい事業「麻生5叉路ミニガーデン」(5月～)
- 2 防災・災害対策関連(9月)
- 3 新しい防災マップづくり
- 4 「りあん」活用
- 5 札幌市商店街振興組合、北海道商店街振興組合女性部事業への参加

(6) 一般管理費

本年度は推進協からの短期借入金の債務免除益が発生しており、事業税他を合わせ 210 万円ほどの税負担となる。一般管理費についてはそのほとんどが固定しており、削減可能な範囲は少ないが、必要経費の見直しと圧縮によりさらに経費削減に努めていく。

上記視点に立って、本年度の主要事業を実施していく。

4. 令和3年度予算(案)

令和3年4月1日~令和4年3月31日

麻生商店街振興組合

	令和2年度実績	令和2年度予算	令和3年度予算
収益合計	58,967,940円	44,990,000円	38,800,000円
社会貢献事業	60,000円	0円	0円
地域活性化事業	8,406,016円	390,000円	5,000円
情報発信事業	0円	0円	0円
環境整備事業	31,584,125円	37,430,000円	33,850,000円
街区振興事業	7,665,450円	4,660,000円	2,345,000円
教育情報事業	106,200円	0円	0円
賦課金収入	2,418,000円	2,400,000円	2,400,000円
雑収入	8,728,149円	110,000円	200,000円
費用合計	55,862,049円	44,990,000円	38,800,000円
社会貢献事業	280,286円	630,000円	250,000円
地域活性化事業	10,774,353円	4,190,000円	400,000円
情報発信事業	806,086円	1,140,000円	750,000円
環境整備事業	14,868,342円	14,735,000円	14,855,000円
街区振興事業	6,776,676円	3,195,000円	2,745,000円
教育情報事業	0円	0円	0円
事業税等	911,015円	1,300,000円	800,000円
一般管理費	21,445,291円	19,800,000円	19,000,000円

	令和2年度実績	令和2年度予算	令和3年度予算
一般管理費	21,445,291円	19,800,000円	19,000,000円
役員報酬	1,656,000円	1,700,000円	1,700,000円
給料手当	8,094,425円	8,800,000円	8,800,000円
法定福利費	1,042,664円	1,200,000円	1,100,000円
福利厚生費	520,807円	500,000円	500,000円
支払い家賃	1,265,772円	1,250,000円	1,250,000円
広告宣伝費	260,020円	350,000円	300,000円
支払い報酬料	3,489,720円	1,150,000円	1,150,000円
会議費	343,653円	500,000円	350,000円
交際費	68,619円	300,000円	100,000円
旅費交通費	877,875円	200,000円	200,000円
水道光熱費	242,154円	200,000円	200,000円
消耗品費	90,833円	30,000円	30,000円
リース料	302,472円	300,000円	300,000円
関係団体負担金	383,490円	450,000円	450,000円
通信費	331,678円	450,000円	350,000円
支払保険料	65,530円	70,000円	70,000円
事務用品費	214,151円	200,000円	200,000円
事務所人件費	0円	0円	0円
租税公課	1,464,100円	1,300,000円	1,300,000円
減価償却費	534,957円	600,000円	500,000円
貸倒引当金繰入額		20,000円	
役員活動費②			
寄付金	0円	30,000円	0円
雑費	196,371円	200,000円	150,000円

【議案第3号】

令和3年度経費の賦課及び徴収方法について

- 1、組合賦課金は月額2,000円とする。
- 2、徴収は均等払いを原則とする。
- 3、徴収方法は、銀行振込み又は事務所持参を原則とする。
- 4、年度途中加入者は加入月より徴収する。
- 5、その他経費の賦課徴収は理事会において決定する。

【議案第4号】

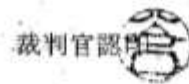
令和元年度本組合借入金残高最高限度額並びに一組合員に対する貸付金残高最高限度額の決定について

- 1、本組合借入金残高最高限度額は、6千万円とする。
- 2、組合員に対する貸付は、行なわないこととする。

【議案第5号】

（一社）麻生商店街商業近代化推進協議会との和解について

（一社）麻生商店街商業近代化推進協議会（以下、新推進協という）との訴訟では、和解書が交わされましたが、その第10項で「被告は、組合運営の在り方などの諸問題を改善是正するため、第三者委員会を設置してその意見を聴取し、次期総会において報告するものとする。」という一文があります。商店街ではその趣旨にかんがみ本年度第三者委員会を立ち上げ、商店街経理及び業務執行の在り方を改善すべく取り組みを開始しました。構成メンバーとして弁護士他を予定しており、現在選考中ですが、コロナ禍の下で組合員への支援をできるだけ拡大していかなければならず、また組合資金も限られておりますが、創立50周年を目前に控え、組合業務の正常性確保に取り組んでまいります。



第 8 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 平成 3 1 年 (ワ) 第 2 5 7 号
期 日 令和 2 年 8 月 6 日 午後 2 時 3 0 分
場 所 等 札幌地方裁判所民事第 1 部準備手続室
(電話会議の方法による)

裁 判 官 谷 口 哲 也
裁 判 所 書 記 官 高 橋 康 洋
出頭した当事者等 原告代表者 山内一夫
原告代理人 笹森学
被告代理人 目澤大樹
(011-522-9950)

指 定 期 日
当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

札幌市北区麻生町 3 丁目 1 0 番 7 号

原 告 一般社団法人麻生商店街商業近代化推進協議会
同代表者代表理事 山 内 一 夫
同訴訟代理人弁護士 笹 森 学

札幌市北区麻生町 6 丁目 1 4 番 6 号高橋ビル 3 階

被 告 麻生商店街振興組合
同代表者代表理事 稲 川 正 勝
同訴訟代理人弁護士 目 澤 大 樹

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状及び訴状訂正の申立書に各記載のとおり

第3 和解条項

原告と被告は、今般のコロナ禍に鑑み、次のとおり合意する。

- 1 被告は、原告に対し、麻生商店街商業近代化推進協議会（以下「旧協議会」という。）が被告とは独立した法主体であることを認め、旧協議会代表者名義の北海道銀行麻生支店の普通預金口座（口座番号1359686）に保管する資金が、名義人の承継人である原告に帰属することを認める。
- 2 被告は、原告に対し、北海道ダイエー株式会社から寄付を受けた4000万円について、被告を含む地域のために使用する目的で被告が旧協議会に供与したことを認める。
- 3 被告は、原告に対し、被告の理事長が旧協議会の代表者を兼務していたことから生じた旧協議会代表者名義の北海道銀行麻生支店の普通預金口座（口座番号1359686）の預金の使途不明金について、被告が西田清英氏から受領した下記の金員の合計1375万円の返還義務があることを認める。

記

平成24年10月31日 1173万円

平成25年7月31日 202万円

- 4 原告は、被告に対し、防犯カメラの設置等のために費消した上記合計1375万円について、間接的に地域のために利用されたものと認め、前項の返還義務を免除する。
- 5 原告及び被告は、被告の会計上、旧協議会からの短期借入金として計上されている848万7155円が存在しないことを相互に認める。
- 6 原告及び被告は、今般のコロナ禍による経営支援金として、被告の現在の組合員83名に対して、それぞれ10万円を支給する目的で、原告が、被告に対し、830万円を贈与することに合意し、原告は、被告に対し、令和2年8月21日

限り、当該金員を、北海道銀行南一条支店の「弁護士 日澤大樹」名義の普通預金口座（口座番号 1154806）に振り込む方法により支払う。

7 被告は、原告に対し、前項の経営支援金として、被告の現在の組合員 83 名に対し、それぞれ 10 万円を支給することを約束する（なお、経営支援金を受け取らなかった被告の組合員の分は、こども食堂、亜麻保存会、防犯活動等に寄付しなければならない。）。

8 前項の経営支援金の交付手続は、被告及び原告の連名で「係争中の被告と原告が和解をして推進協の資金拠出を得て交付するものである」旨を記載した文書に本和解調書を添付して配布することによって行うものとする。

9 被告理事長及び原告代表理事は、本和解成立後の直近の被告及び原告の総会において、それぞれ同席のもと、本件係争の経緯及び和解についてそれぞれが報告するとともに、「麻生推進協ニュース」に声明を発表するものとする。

10 被告は、組合運営の在り方などの諸問題を改善是正するため、第三者委員会を設置してその意見を聴取し、次期総会において報告するものとする。

11 原告はその余の請求を放棄する。

12 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

13 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 高 橋 康



これは正本である。

令和2年8月11日

札幌地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 高橋 康 洋